



2022年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社 小糸製作所  
代 表 者 名 取締役社長 加藤充明  
(コード番号 7276 東証プライム)  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員総務部長 井上敦  
(TEL 03-3443-7111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第122回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 本店の所在地

現本社建屋の老朽化・建替対応として本社を一時移転するため、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都港区から東京都品川区へ変更するものです。

本変更は、2023年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものです。なお、本附則は効力発生日後に削除するものといたします。

##### (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、下記のとおり定款を変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### (3) 取締役の任期

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、これに伴い、任期調整に関する規定を削除するものであります。

(4) 役付取締役

取締役会のガバナンス向上 及び選定できる役付取締役に柔軟性を持たせるため、役付取締役の規定の変更と取締役相談役に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都港区に置く。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期) 第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。 ③ 増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都品川区に置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。</p> <p>(取締役の任期) 第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(役付取締役および相談役)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議によって取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議によって取締役相談役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議によって取締役会長・取締役社長1名、その他役付取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>第3条(本店の所在地)の変更は、2023年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則第1条は本店移転の効力発生日後、これを削除する。</u></p> <p>第2条 <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条は、なお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則第2条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

以 上